

教 育 行 政

第1節 昭和43年度福島県教育委員会努力目標

福島県教育委員会は、県勢振興計画の一環として策定した「長期総合教育計画」を基本計画とする年次ごとの実施計画を教育行政運営の指針として、市町村教育委員会と緊密な提携のもとに、諸施策を積極的に推進する。

昭和43年度は、本県教育の水準をいっそう向上させ、県民生活の向上と福利の増進に寄与するために、教育関係者の自覚と意欲を喚起し、全体の奉仕者としての使命観を確立し、相互の信頼と協力のもとに、清純で近代的な教育環境の醸成につとめ、県内教育格差を是正し、教育の質的向上をはかり、もって本県教育の正常な発展を期すため、下記の6項目からなる努力目標を設定した。

目 標	重 点 事 項
1 学習効果をいっそう確実にし、強い意志とすぐれた知性と豊かな情操を身につけた児童・生徒の育成にあたる	<p>児童・生徒の能力開発を基本として、充実した教育諸活動の調和のとれた累積によって学力の向上につとめる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育課程の趣旨と内容を徹底する。 (2) 教育内容の精選充実につとめ、児童・生徒の能力に応じて指導法を改善する。 (3) 科学技術教育・産業教育を充実する。 (4) 教育研究を推進し、その結果を活用する。 (5) 道徳教育と生徒指導を徹底する。 (6) 進路指導を充実する。
2 教職員の使命観を確立して、学校管理態勢を充実するとともに、教職員の資質と指導力の向上につとめる	<p>確立された使命観に基づき、学校の管理運営を充実強化するとともに、研修を充実して教職員の資質と指導力の向上につとめる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校の管理運営を充実し、指導態勢を強化する。 (2) 研修体制を確立し、現職教育を充実して指導力の向上をはかる。 (3) 教職員の組織編成を充実強化する。 (4) 教職員の事故防止と服務に関する指導を徹底する。 (5) 教職員の福利厚生事業を充実する。 (6) 教育広報・広聴活動を充実する。
3 後期中等教育の多様化とその充実をはかり、能力・適性の開発につとめる	<p>後期中等教育の多様化と教育内容の充実を進めるとともに、そのための施設設備を充実する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学科の特質・男女の特性を尊重しながら教育内容を充実するとともに、進路指導を適正化する。 (2) 定時制・通信制高校の教育内容を充実するとともに、技能連携を推進する。 (3) 自営者養成農業高校を整備する。 (4) 多様化を促進するために、県立学校の施設を整備する。 (5) 各種振興法による施設設備を充実活用する。 (6) 勤労青少年のための教育訓練機関を充実するとともに、修学条件の改善につとめる。 <p>へき地教育、特殊教育、幼児教育に関する教職員組織と施設設備を充実するとともに、地域の教</p>
4 へき地教育、特	

目 標	重 点 事 項
殊教育、幼児教育の充実につとめる。	<p>育的関心を高め、教育格差の是正と教育の機会均等の実現につとめる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 適正な人事交流により、教職員組織を充実強化するとともに、教職員の厚生施設を整備充実する。 (2) へき地教育、特殊教育、幼児教育における教育内容を充実し、指導法を改善する。 (3) 小規模学校の統廃合を促進する。 (4) へき地校における学校給食を促進し、児童・生徒の体格・体力の向上につとめる。 (5) 心身障害児生徒の適正な判別と特殊学校(学級)入学(入級)の啓もう指導を強化する。 (6) 特殊学校の施設設備を拡充する。 (7) 幼稚園の設置を促進する。
5 社会教育の振興充実をはかり、県民文化の向上に資する。	<p>急激な社会の進展とその課題にこたえるため、社会教育を組織的・総合的に推進し、青少年の健全な育成をはかるとともに、成人教育の充実につとめ、県民文化の向上発展を期する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 少年教育、勤労青少年教育を推進充実する。 (2) 家庭教育、成人教育を振興する。 (3) 社会教育施設を整備し、いっそう充実する。 (4) 社会教育指導者の養成につとめ、指導体制を強化する。 (5) 芸術文化を振興する。 (6) 文化財保護の強化をはかり、その活用を推進する。 (7) 図書館資料を充実し、読書普及運動を推進する。
6 スポーツの振興と健康・体力の向上につとめる。	<p>スポーツの普及と技術の向上をはかるとともに、保健教育を徹底し、学校給食の普及充実につとめ、県民特に青少年の健康と体力の維持増進をはかる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校体育を充実する。 (2) 社会体育の振興をはかり、スポーツ水準を高める。 (3) 体育施設設備を整備充実し、合理的に運営管理する。 (4) 学校保健を充実する。 (5) 学校給食を普及し、内容を整備充実する。 (6) 交通安全指導を徹底する。

第2節 教育委員会

I 教育委員会

昭和43年10月10日で任期満了による阿部信義委員の後任には、昭和43年10月11付で山崎忠兵衛氏が新委員に任命された。同じく、昭和43年10月10日で任期満了による佐藤正人委員は、昭和43年10月11付で再任された。

佐藤正人委員長の任期満了により、昭和43年10月14日の臨時会において改選の結果、新委員長には玄葉与光委員が選任され、委員長職務代理者には、佐藤廣治委員が選任された。

現委員は次のとおりである。

職 名	氏 名	職 業	住 所	就任年月日
委 員 長	玄 葉 与 光	酒 造 業	田村郡船引町字北町通41	40.12.24
委員長職務代理者	佐 藤 広 治		福島市泉字仲田4-10	42.10.11
委 員	太 田 緑 子		郡山市池の台9-3	41.10.10
委 員	佐 藤 正 人		南会津郡下郷町大字中妻字家の上乙30	43.10.11
委 員	山 崎 忠 兵 衛	醸 造 業	いわき市平字古鍛冶町3	43.10.11